

新潟県オフセット・クレジット制度実施要綱  
(改正案)

(平成21年5月15日策定)

平成22年○月○日一部改正 (ver4.0)  
新潟県

平成21年 5月15日 ([ver1.0](#)) 制定  
平成21年 6月 1日 ([ver1.1](#)) 一部改正  
平成21年12月24日 ([ver2.0](#)) 一部改正  
平成22年 2月 6日 ([ver3.0](#)) 一部改正  
[平成22年〇月〇日 \(ver4.0\)](#) 一部改正

## 目次

### 第1章 実施要綱の基本的事項

1.1	目的、位置づけ .....	1
1.2	新潟県J-VERの発行対象者 .....	1
1.3	新潟県J-VERの信頼性確保 .....	1
1.4	プロジェクトの追加性及び立証方法 .....	1
1.5	本制度に関連するルール等 .....	2
1.6	本制度におけるプロジェクト計画・実施等に係る原則 .....	3

### 第2章 プロジェクト申請の流れとルール

2.1	体制 .....	4
2.2	プロジェクト申請の流れ .....	5
2.3	対象となるプロジェクト .....	6
2.4	プロジェクトの計画 .....	6
2.5	申請 .....	7
2.6	登録審査/登録 .....	7
2.7	モニタリング .....	8
2.8	モニタリング報告書の検証 .....	8
2.9	排出削減・吸収量の認証 .....	9
2.10	プログラム認証と新潟県J-VERの発行・管理 .....	9
2.11	吸収プロジェクトに係る特例措置 .....	9
2.12	プロジェクトの一括申請 .....	9

## 第1章 実施要綱の基本的事項

### 1.1 目的、位置づけ

新潟県オフセット・クレジット制度（以下「本制度」という。）は、県内における温室効果ガスの排出削減・吸収活動（以下「プロジェクト」という。）によって生ずる排出削減・吸収量について、一定の品質が確保されていることを県が認証するとともに、本制度について、環境省の「オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則」で定める「都道府県J-VERプログラム認証」（以下「プログラム認証」という。）を受けることにより、当該排出削減・吸収量を「新潟県J-VER」として発行することを目的とする。

新潟県J-VERを発行することにより、市場流通性をもち、カーボン・オフセットの取組（商品・サービス、会議・イベント、自己活動等）における活用を主な目的として、全国レベルでの自由な取引が可能となる。

このように県が主体となって、本制度を運用することにより、広く資金調達が促進され、県内のプロジェクトの活性化と、県内外のカーボン・オフセットの取組の促進が期待される。

### 1.2 新潟県J-VERの発行対象者

本実施要綱に基づき、県が認証した排出削減・吸収量に係るプロジェクトの実施者が、新潟県J-VERの発行対象者となる。

ただし、他の制度による温室効果ガス排出削減・吸収クレジット、規制等に基づいて実施する取組及び採算性が高く通常のビジネスベースで進められるような事業については対象とならない。

### 1.3 新潟県J-VERの信頼性確保

新潟県J-VERについては、高いレベルで安定した品質が確保され、安心して取引されることが必要である。

このため、本制度は、オフセット・クレジット(J-VER)制度と同様に、IS014064-2及びIS014064-3に準拠した制度とするとともに、温室効果ガス排出削減・吸収量の検証は、原則として、IS014064-2に基づき IS014065で認定された検証機関が実施する。

### 1.4 プロジェクトの追加性及び立証方法

本制度により発行される新潟県J-VERは、自主的なカーボン・オフセットの取組等様々な用途に活用されることが想定されるが、本制度が温室効果ガス排出削減対策を促進させるものであることを確保するためには、対象とするプロジェクトは、本制度が存在しない場合に対して「追加的」な温室効果ガス排出削減をもたらすことが求められる。

オフセット・クレジット(J-VER)制度では、環境省等の制度運用側が採算性や実施状況等の現状調査に基づいて促進支援すべきプロジェクトの種類を特定し、「ポジティブ

リスト」として登録し、併せてプロジェクト種類ごとに追加性立証のための基準を「適格性基準」として示している。

本制度では、オフセット・クレジット(J-VER)制度のポジティブリスト（以下「ポジティブリスト」という。）に掲載され、各プロジェクト種類で要求された「適格性基準」を満たしていることが証明されれば、プロジェクトの追加性を立証したとみなす。

## 1.5 本制度に関連するルール等

本制度の運用に当たっては、本実施要綱を含め、以下のガイドライン等のルールに合致することが必要となるため、プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者及びプロジェクト参加者（以下「プロジェクト代表事業者等」という。）においては、当該ガイドライン等を適宜参考にすることが求められる。――

なお、別段の定めのない限り、ISO14064-2とは、ISO14064-2:2006 Greenhouse gases -- Part 2: Specification with guidance at the project level for quantification, monitoring and reporting of greenhouse gas emission reductions or removal enhancementsを、ISO14064-3とは、ISO 14064-3:2006 Greenhouse gases -- Part 3: Specification with guidance for the validation and verification of greenhouse gas assertionsを、ISO 14065とは、ISO 14065:2007 Greenhouse gases -- Requirements for greenhouse gas validation and verification bodies for use in accreditation or other forms of recognitionを指す。ISO14064-2、ISO14064-3、ISO14065と同等内容のJIS Q 14064-2、JIS Q 14064-3、JIS Q 14065が制定された時点で、ISO14064-2、ISO14064-3、ISO14065をJIS Q 14064-2、JIS Q 14064-3、JIS Q 14065に読み替えるものとする。――

プロジェクトの計画・実施等に際して参照すべきガイドライン一覧

項目	参照すべきガイドライン
制度全体ルール	新潟県オフセット・クレジット制度実施要綱 <a href="#">IS014064-2</a>
対象となるプロジェクト	オフセット・クレジット(J-VER)制度におけるポジティブリスト (R001_森林経営活動によるCO2吸収量の増大 (間伐促進型プロジェクト))
排出削減・吸収量のモニタリング・算定ルール	オフセット・クレジット(J-VER)モニタリング方法ガイドライン (森林管理プロジェクト用)
<a href="#">プロジェクトの妥当性確認及び排出削減・吸収量の検証ルール</a>	オフセット・クレジット(J-VER) <a href="#">制度妥当性確認・検証ガイドライン</a> <a href="#">IS014064-3 邦訳版 (財団法人日本規格協会発行)</a>
プロジェクト種類の排出削減・吸収量算定方法	オフセット・クレジット(J-VER)の排出削減・吸収量の算定及びモニタリングに関する方法論 (JRAM001-森林経営活動によるCO2吸収量の増大 (間伐促進型プロジェクト) に関する方法論)
新潟県オフセット・クレジット認証審査委員会 (以下、「認証審査委員会」という。) に関する規程	新潟県オフセット・クレジット認証審査委員会設置要綱
<a href="#">オフセット・クレジット(J-VER)登録簿システムに関する規程</a>	<a href="#">オフセット・クレジット(J-VER)登録簿システム利用規程</a>
<a href="#">妥当性確認機関・検証機関の認定ルール</a>	<a href="#">IS014065 邦訳版 (財団法人日本規格協会発行)</a>

## 1.6 本制度におけるプロジェクト計画・実施等に係る原則

品質確保を確実にするため、プロジェクト代表事業者等は下記の6原則に従って、プロジェクトを計画・実施し、温室効果ガス排出削減・吸収量をモニタリング及び算定し、検証することが求められる。

### 適合性 (Relevance)

ポジティブリストに記載され、当該プロジェクト種類の適格性基準に準拠しており、適切な方法論が選択されていること。

### 完全性 (Completeness)

プロジェクトとベースラインに関連する排出活動が漏れなく特定され、算定対象となる排出活動について、算定対象期間の温室効果ガス排出量が漏れなく算定されていること。

### 一貫性 (Consistency)

同一の方法やデータ類を使用し、算定対象期間において温室効果ガスの排出削減量又は吸収量が比較可能なように算定が行われていること。

### 正確性 (Accuracy)

仮定設定や計測、計算等に含まれる偏りと不確かさを可能な限り減らし、要求される精度が確保されていること。

### 透明性 (Transparency)

情報の利用者が合理的な自信をもって判断できるよう、十分かつ適切な温室効果ガス関連情報が開示されていること。

### 保守性 (Conservativeness)

温室効果ガス排出削減・吸収量が過大評価されないことを確実にするよう、保守的な仮定、数値及び手順が用いられていること。

## 第2章 プロジェクト申請の流れとルール

### 2.1 体制

本制度は新潟県により実施される。実施にあたって、以下の組織を構築する。

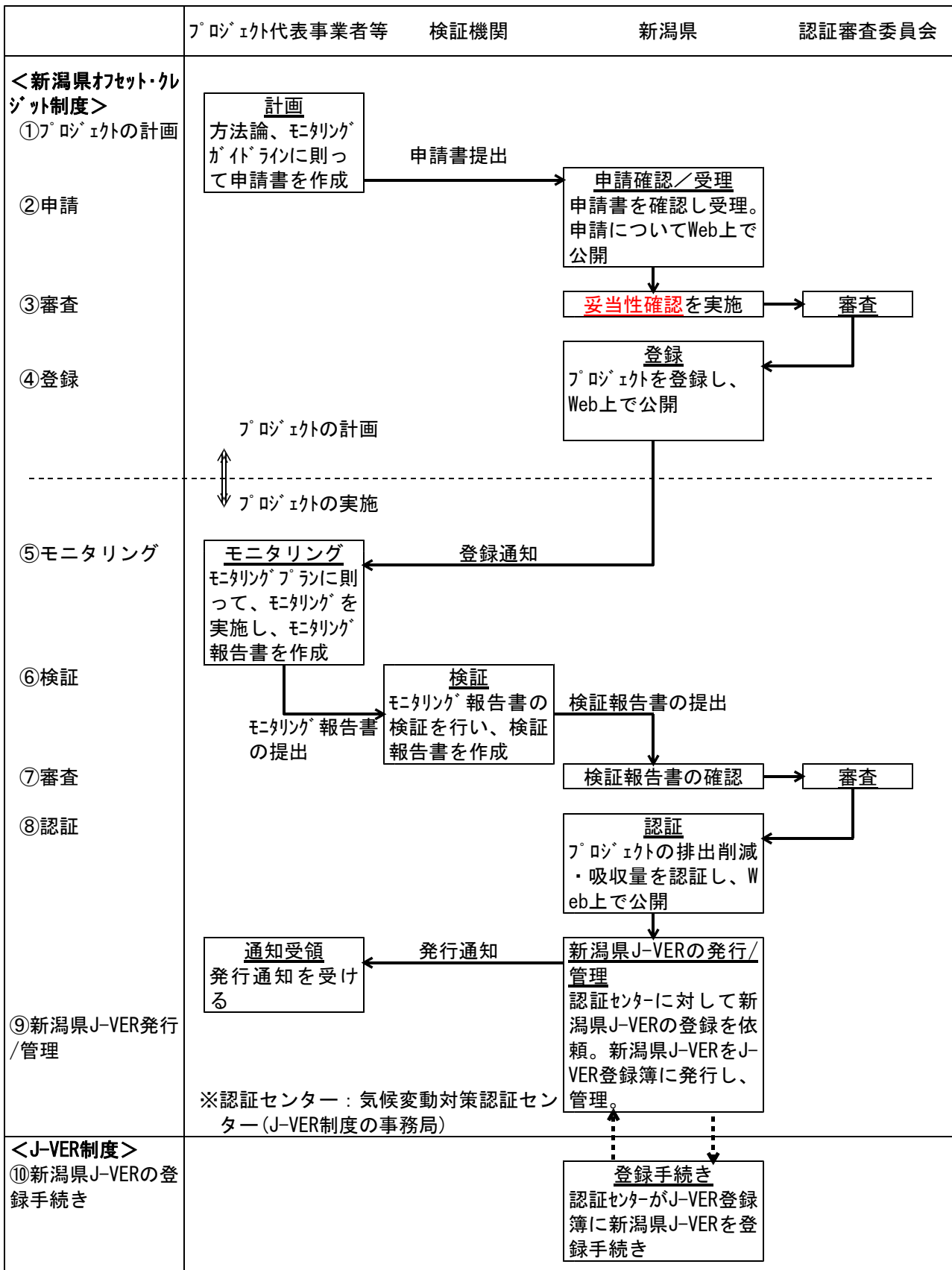
#### 新潟県オフセット・クレジット制度における組織

組 織	業 務 内 容
新潟県 (県民生活・環境部、農林水産部)	以下の業務を行う。 ①申請書の確認、受理 ② <b>妥当性確認</b> の実施 ③プロジェクトの登録に関する決定 ④排出削減・吸収量の認証に関する決定 ⑤認証審査委員会の運営 ⑥新潟県J-VERの発行・管理（J-VER登録簿） ⑦その他、新潟県オフセット・クレジット制度を運用するために必要な事項
認証審査委員会	以下の業務を行い、県にその審査結果を報告する。 ①プロジェクト登録の可否に関する審査 ②温室効果ガスの排出削減量及び吸収量の適合性に関する審査 ③その他、県が行う新潟県オフセット・クレジット制度の運営に関する審査

事務局：本制度の事務局は新潟県県民生活・環境部環境企画課に置く。

## 2.2 プロジェクト申請・認証及び発行の流れ

プロジェクト申請から新潟県J-VER発行までの流れは以下のとおりである。





## 2.3 対象となるプロジェクト

- ・ 本制度で対象となるプロジェクトは、オフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会（以下「J-VER認証運営委員会」という。）が示す「ポジティブリスト」に掲載されるプロジェクト種類に合致し、その適格性基準を満たすものとする。
- ・ プロジェクト代表事業者等は、プロジェクトの温室効果ガス排出削減・吸収量の算定及びモニタリングを、当該プロジェクト種類用の「オフセット・クレジット(J-VER)の排出削減・吸収量の算定及びモニタリングに関する方法論」（以下「方法論」という。）に沿って行う。

## 2.4 プロジェクトの計画

- ・ プロジェクト代表事業者は、当該プロジェクトの登録に係る申請書を作成し、県に提出する。
- ・ 申請書は別に定める様式に沿って作成する。申請書には、プロジェクト活動の概要、適用方法論、モニタリングプランに関する情報を記入する。

### 《申請書掲載項目》

- A：参加者情報
1. プロジェクト代表事業者
  2. プロジェクト事業者情報
  3. その他プロジェクト参加者情報
  4. 新潟県J-VER取得予定者
- B：プロジェクト活動の概要
1. プロジェクトの活動
  2. 採用技術
  3. プロジェクト実施場所
  4. プロジェクト期間
  5. クレジット期間
  6. 想定排出削減量・吸収量／クレジット発生期間
  7. モニタリング報告の頻度
  8. 補助金受給有無等
  9. 他制度への申請有無等
  10. 備考
- C：方法論の適用
1. ポジティブリストの適格性基準との整合性
  2. 適用方法論（方法論番号、方法論名称）
  3. 適用するガイドライン等
  4. ベースラインシナリオ
  5. 排出量・吸収量の定量化
  6. 備考
- D：その他
1. 関連する許認可及び関連法令等
  2. ステークホルダーのコメント
  3. その他特記事項

別紙) モニタリングプラン

## 2.5 申請

### (申請受付)

- ・ ポジティブリストに掲載されたプロジェクト種類に合致し、適格性基準を満たすプロジェクトであれば、申請書によりプロジェクトを申請することができる。
- ・ プロジェクト代表事業者等は、プロジェクトの申請にあたり、所定の誓約書を提出する。
- ・ 県は、プロジェクト代表事業者より提出された申請書を形式上の要件を満たしているか確認の上、受理する。受理したプロジェクトの申請について、Web上に公開し、別紙に定める手続きにより一般からの意見を募集し、妥当性確認において、その意見の内容を十分に考慮する。
- ・ 本制度では、2008年4月1日以降に開始したプロジェクトを対象とする。ただし、2008年4月1日以前に始められたプロジェクト（Early Actions）についても、本制度によるクレジット収益がなければプロジェクトの継続が困難であることが認められる場合には対象プロジェクトとする。
- ・ 方法論にて別途定めるものは除き、2008年4月1日以前に始められたプロジェクトについては、当該プロジェクトがポジティブリスト上で対象となることとなった期日から1年後までに申請されたものに限定する。
- ・ プロジェクト事業者は、複数の温室効果ガス排出削減・吸収活動をまとめて申請することができる。この場合のモニタリング方法等については、「オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドライン」（以下「モニタリング方法ガイドライン」という。）及び各方法論で別途定める方法等による。
- ・ 補助金等の公的資金を活用する温室効果ガス排出削減・吸収活動の申請の可否については、ポジティブリストにおいてプロジェクト種類毎に設定される適格性基準による。
- ・ 申請書の作成責任はプロジェクト代表事業者等<sup>等</sup>にあり、プロジェクトの実態が申請書と異なっていた場合は、すべてプロジェクト代表事業者等<sup>等</sup>の責任となる。

### (温室効果ガス排出削減・吸収量の算定方法)

- ・ 温室効果ガス排出削減・吸収量の算定は、各方法論にて示す方法に従い行う。
- ・ 排出削減・吸収量の算定で考慮する温室効果ガス排出削減・吸収活動は方法論において特定される活動とする。

## 2.6 登録審査／登録

- ・ プロジェクト代表事業者等は、妥当性確認にかかる次の5点につき合意したものと見なす。(1)保証レベル (2)目的 (3)基準 (4)適用範囲 (5)重要性（マテリアリティ）

- 妥当性確認に従事する者は自らの行為に対し、高い倫理観に基づいた行動を取らなければならない。
- 県は、受理した申請書の内容について、ポジティブリストや適格性基準への整合性、温室効果ガス排出削減・吸収量の計算方法、モニタリング方法等について、ルールへの準拠性をバリデーションチームで確認し、妥当性確認報告書を作成する。\_\_
- 妥当性確認の過程では、バリデーションチームは、プロジェクト実施馬主の現地審査を行う。また、申請書の記載内容を確認するため、プロジェクト代表事業者等に対して追加資料の提出や説明を求めることができる。
- 県は、プロジェクト代表事業者が記入した申請書を基に、申請書に対する意見を表明することとし、申請書記入内容に関する責任はプロジェクト代表事業者及びプロジェクト事業者が負う。
- 認証審査委員会は、妥当性確認報告書に基づき当該プロジェクトの登録の可否を審査し、審査結果を県に報告する。
- 認証審査委員会の審査の結果を踏まえ、県は、適切であると認められる場合は当該プロジェクトを登録する。
- プロジェクトの登録は、当該プロジェクトについて、本制度上正式に手続きを開始するものであり、法的な効果を生むものではない。また、登録されたプロジェクトについて、県は、排出削減・吸収量の認証及び新潟県J-VERの発行を保証するものではない。
- 登録プロジェクトについては、プロジェクト名及び申請書内容をWeb上で県が公開する。
- 却下されたプロジェクトは修正の上、再度申請を行うことが可能である。\_\_
- 登録後に、プロジェクトの計画を変更し、プロジェクト申請書の修正が必要な場合の取り扱いについては別紙に定める。

## 2.7 モニタリング

- モニタリングに関する基本的なルールは、モニタリング方法ガイドラインによる。また、プロジェクト種類ごとの具体的なモニタリング項目及び方法は各方法論による。
- プロジェクト代表事業者等は、申請時に承認されたモニタリングプランに則ってモニタリングを実施し、モニタリング報告書を作成する。

## 2.8 モニタリング報告書の検証

- 排出削減・吸収量の認証を受けるにあたっては、プロジェクト代表事業者等は検証機関にモニタリング報告書を提出し、検証を受けるものとする。
- 検証は、原則として、ISO14064-2に基づき ISO14065で認定を受けた検証機関（環境省が別に定めるところにより暫定的に認めた検証機関を含む。）が実施するものとする。

る。

- ・ 検証機関は、プロジェクト実施場所の現地審査を含めた審査を行わなければならない。
- ・ 検証機関は、検証を開始するにあたり、プロジェクトの実態が申請書と異なっていないか県の妥当性確認報告書を参照して最終確認し、異なる場合は、検証を中止する。その場合の対応については別紙にて定める。
- ・ プロジェクトの実態が申請書の内容と異なっていた場合は、すべてプロジェクト代表事業者等<sup>等</sup>の責任となり、妥当性確認は無効となる。プロジェクト代表事業者等は、当該プロジェクトを本制度のプロジェクトとして継続したい場合は、改めて申請（再妥当性確認）を行わなければならない。
- ・ 検証機関は、合理的保証を付与できる水準の検証を実施する。
- ・ 検証は、「オフセット・クレジット(J-VER)制度妥当性確認・検証ガイドライン」(以下「検証ガイドライン」という。)の他、ISO14064-3に基づいて実施する。
- ・ 検証機関は、検証結果に基づき、検証報告書を作成し、モニタリング報告書とあわせて県に提出する。
- ・ 検証に従事する者は自らの行為に対し、高い倫理観に基づいた行動をとる。

## 2.9 排出削減・吸収量の認証

- ・ 認証審査委員会は、検証機関から提出された検証報告書及びモニタリング報告書に基づき、当該プロジェクトから生じる温室効果ガス排出削減・吸収量の適合性について審査し、審査結果を県に報告する。
- ・ 認証審査委員会の審査の結果を踏まえ、県は、当該プロジェクトから生じる温室効果ガス排出削減・吸収量が適切であると認められる場合は、排出削減・吸収量の認証を行い、その内容をWeb上で公開する。

## 2.10 プログラム認証と新潟県J-VERの発行・管理

- ・ 県は、本制度について、環境省のオフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則に定めるプログラム認証を受けることにより、本制度で認証された温室効果ガス排出削減・吸収量について、気候変動対策認証センターに対して登録手続きを行い、「新潟県J-VER」をJ-VER登録簿に発行し、管理を行う。
- ・ ISO14065認定申請中の検証機関が検証を行った温室効果ガス排出削減・吸収量については、原則として、当該機関のISO14065認定をもって新潟県J-VERを発行するものとする。
- ・ 県は新潟県J-VERを発行した時はプロジェクト代表事業者に対し、その旨を通知する。
- ・ 新潟県J-VERの発行単位は、1 t-CO<sub>2</sub>とし、1 t-CO<sub>2</sub>未満を切り捨てる。新潟県J-VER

の発行にあたっては、他の制度等における排出削減・吸収量の報告とのダブルカウントを避けるための所要の措置をとる。

- ・ 新潟県J-VERの発行対象期間は原則として2008年4月1日から2013年3月31日までとする。

## 2.11 吸収プロジェクトに係る特別措置

- ・ 県は、吸収量の永続性の確保の観点から、発行されるクレジット量のうち一定量をJ-VER登録簿上に開設される「新潟県J-VERバッファ管理口座」に確保し、自然攪乱や避けがたい土地転用・伐採後の植栽放棄等により消失される吸収量に相当するクレジットを「無効化口座」に移転するほか、故意に基づく吸収量の消失や永続性の確保放棄に対する所要の措置をとる。これらの措置については、別紙に定める。

## 2.12 プロジェクトの一括申請

- ・ 原則として、同一のプロジェクト実施者が関与し、同一の方法論を適用しうる場合であり、審査の手間がほぼ同等と考えられる条件を満たす場合は、個々に申請可能なプロジェクトをまとめて、一括申請をすることができるものとする。これらの条件については別紙に定める。

### 附則

本要綱は、平成21年5月15日から施行する。

### 附則

本要綱は、平成21年6月1日から施行する。

### 附則

本要綱は、平成21年12月24日から施行する。

### 附則

本要綱は、平成22年2月6日から施行する。           

### 附則

本要綱は、平成22年〇月〇日から施行する。

## 用語の定義

用語	定義
VER (Verified Emission Reduction)	京都議定書、EU域内排出量取引制度等の法的拘束力をもった制度に基づいて発行されるクレジット以外の、温室効果ガスの排出削減・吸収プロジェクトによる排出削減・吸収量を表すクレジットの一般名称。
新潟県J-VER	本制度に基づき認証された排出削減・吸収量を、県がJ-VER登録簿に発行するもの。なお、発行に当たっては、県の依頼に基づき気候変動対策認証センターが登録の手続きを行う。
プロジェクト事業者	プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス排出削減・吸収活動を実施する者を指す。
プロジェクト参加者	プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者 ・温室効果ガス排出削減・吸収活動の実施に際して設備導入等のアドバイスを行うESCO事業者等
プロジェクト代表事業者	新潟県オフセット・クレジット制度の申請者であり、温室効果ガス排出削減・吸収活動の代表者を指す。プロジェクト事業者と同一の場合もある。
プロジェクト開始年月日	温室効果ガス排出削減・吸収をもたらす設備稼働、事業が開始された年月日
ポジティブリスト	本制度で対象となる温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクト種類のリスト
適格性基準	プロジェクト種類ごとに定められる、プロジェクト代表事業者等がプロジェクトの申請に際して満たすべき要求事項。当該基準を満たせば追加性が立証されたこととなる。
方法論	ポジティブリストに掲げられたプロジェクト種類について、温室効果ガスの排出削減量又は吸収量の算定を行うための方法及びその算定にあたって必要な数量をモニタリングするための方法
ベースライン・シナリオ	本制度に申請されたプロジェクトが実施されなかった場合に想定されるシナリオ
妥当性確認	ポジティブリストに掲げる適格性基準に合致しているか否か及び方法論に合致する形で排出削減量又は吸収量が算定されておりモニタリングの計画が記述されているか否かの審査を行うこと。

算定	プロジェクトによる温室効果ガスの排出削減・吸収量の計算を行うこと
モニタリング	プロジェクトによる温室効果ガスの排出削減・吸収量を算定するために必要なエネルギー使用量等の計測を行うこと
検証	モニタリング報告書に記載された温室効果ガスの排出削減・吸収量等の情報が、定められたルールに従い適正に作成されているかどうかについて、関連する証拠を客観的に収集・評価し、その結果を検証報告書によって報告すること
認証	登録されたプロジェクトによる温室効果ガスの排出削減・吸収量について、検証の手続きを経た後、認証審査委員会の審査の結果を踏まえ、県がこれを公式に認めること
都道府県J-VER プログラム認証	温室効果ガスの削減・吸収量をクレジットとして認証・発行する都道府県の制度について、オフセット・クレジット(J-VER)制度に整合していると認められるものを、J-VER認証運営委員会が認証し、プログラム認証リストに掲載すること
妥当性確認機関・検証機関	妥当性確認・検証を行う機関。ISO14065 及び本制度の基準に則って、国際認定機関フォーラム(IAF)のメンバーによって認定される。

1 「2.5 申請」の別紙で定める手続き

本制度では、申請受付後に、意見募集を実施することが定められている。県は、以下の流れに従って、意見募集を実施することとする。

a) 県は、プロジェクト実施事業者からのプロジェクト申請書一式が、「オフセット・クレジット（J-VER）制度における手続き」にて定められている「妥当性確認にあたって準備が必要な資料」が揃っているかを確認する。

b) 県は妥当性確認が終了するまでの期間内において次の条件を満たすようにパブリックコメントを募集する。

ア) 対象となる資料：上記 a) において定められた資料

イ) 意見募集期間：原則として2週間以上

ウ) 意見募集場所：県が運営するウェブサイト上

エ) 掲載項目：ウ) においては、少なくとも次の項目を表示すること

・プロジェクト申請書受理日

・プロジェクト名

・方法論No.（バージョンを明記）

・年間想定GHG排出削減/吸収量[tCO<sub>2</sub>/年] ※小数点以下は切り捨て

2 「2.6 登録審査/登録」「2.8 モニタリング報告書の検証」の別紙で定める取扱

新潟県オフセット・クレジット制度実施要綱「2.6 登録審査/登録」「2.8 モニタリング報告書の検証」の別紙で定める取扱は、以下のとおりとする。

(1) 検証開始前

既に登録されたプロジェクトに対する変更が、当該プロジェクトにおいて軽微（全プロジェクト期間における当該変更に伴う温室効果ガス排出削減量・吸収量の想定変化量が、想定温室効果ガス排出削減・吸収量全体の0.1%未満）または保守的（温室効果ガス想定排出削減・吸収量が減少する）な影響を及ぼす変更かどうかの判断を、プロジェクト代表事業者等が行ったうえで以下の措置を講じる。

ただし、プロジェクトの質的变化（適格性基準に影響を及ぼす変更等）を伴う場合は軽微または保守的であるかの如何に係らず、イの手続きを行うこととする。

ア 軽微または保守的な変更である場合

①プロジェクト代表事業者等は申請書及びモニタリング計画書の変更（自主変更）

\*を行うことができる。

②検証の際に、検証機関においてプロジェクト代表事業者等の判断が妥当であったかを検証し、妥当であった場合は検証を継続し、妥当でなかった場合は検証機関から県へ報告を行い、イの手続きを行うこととする。



イ 軽微ではなく、かつ保守的ではない、あるいは当該判断ができない変更である場合

①プロジェクト代表事業者等は、県へ変更承認申請書を提出する。

②県は、変更内容を踏まえ、妥当性確認を行う。

③認証審査委員会は、妥当性確認の結果に基づき、変更内容を審査する。

④認証審査委員会の審査結果を踏まえ、県は、適切であると認められる場合は、変更を承認し、その旨をプロジェクト代表事業者に通知する。ただし、原則として登録日は変更しない。

\*プロジェクト代表事業者等はすべての変更・対応を一覧にして、モニタリング報告書の書類として検証機関に提示すること

## (2) 検証開始後

検証機関は県に対し、プロジェクトの実態が登録状況と異なる状況が生じていることを報告するとともに、当該変更が、プロジェクトにおいて軽微（全プロジェクト期間における想定削減・吸収量の0.1%未満）または保守的な（削減・吸収量が減少する）影響を及ぼす変更かの判断を行ったうえで以下の措置を講じる。

ア 軽微または保守的な変更である場合

引き続き妥当性確認結果は有効であるとみなし、検証を継続する。

イ 軽微または保守的ではない、あるいは当該判断ができない変更である場合

①検証機関から県へ報告を行う。

②プロジェクト代表事業者等は、県へ変更承認申請書を提出する。

③県は、変更内容を踏まえ、妥当性確認を行う。

④認証審査委員会は、妥当性確認の結果に基づき、変更内容を審査する。

⑤認証審査委員会の審査結果を踏まえ、県は、適切であると認められる場合は、変更を承認し、その旨をプロジェクト代表事業者へ通知する。ただし、原則として登録日は変更しない。

\*検証機関は変更に関するすべての判断・対応を一覧にして、検証報告書の書類として県に提示すること

## 3 「2.11 吸収プロジェクトに係る特別措置」の別紙で定める所要の措置

新潟県オフセット・クレジット制度実施要綱「2.11 吸収プロジェクトに係る特別措置」の別紙で定める所要の措置は、以下のとおりとする。

### (1) 基本の方針

ア 県は、新潟県J-VER（森林管理プロジェクトにより発行されるクレジットに限る。以下、同じ。）をJ-VER登録簿に発行する時は、クレジット発行量の3%に当たる量のクレジットをJ-VER登録簿上に開設される「新潟県J-VERバッファー管理口座」に

補填用クレジットとして確保する。ただし、このバッファー率は、自然攪乱、プロジェクト事業者等が収容などの避けがたい土地転用（以下、不可避の土地転用という）等の発生状況等を踏まえて変更する可能性がある。

イ 県は、この「新潟県J-VERバッファー管理口座」に確保されたクレジットで、プロジェクト対象地での自然攪乱、不可避の土地転用等によるC02吸収効果消失量が個別に確認できた場合、当該C02吸収効果消失量分を新潟県J-VERバッファー管理口座から無効化口座に移転する。ただし、当該C02吸収効果消失量分のうち、プロジェクト代表事業者等の故意に基づくものがあつた場合は、プロジェクト代表事業者等は当該C02吸収効果消失量分を他のクレジット(新潟県J-VER等)により補填しなければならない。

ウ 県は、プロジェクト対象地での自然攪乱、不可避の土地転用等によるC02吸収効果消失量が個別に確認できなかった場合は「林野関係被害の発生状況」の統計等に基づいて、自然攪乱、不可避の土地転用等によるC02吸収効果消失率を算定し、発行済みのクレジットのうち、プロジェクト対象地での自然攪乱、不可避の土地転用等によるC02吸収効果消失量が個別に確認できるものを除いた累計値に、当該C02吸収効果消失率を乗じた量のクレジットを、新潟県J-VERバッファー管理口座から無効化口座に移転する。

エ バッファー量の算定方法としては、認証・発行依頼毎にバッファーの1t未満の端数切り捨てを行う。そのうえで、クレジット期間の最終年度の最終の認証・発行依頼時に(i)プロジェクト期間全体について、既発行クレジットと、既留保バッファー量の確認を行い、(ii)プロジェクト全体についてのバッファー量を計算し、端数の切り捨てを行い、(iii)この全体のバッファー量と既留保バッファー量を比較し、最終の認証・発行バッファー量で調整する。

オ 県は、本別紙に定める措置を、クレジット発行対象期間内、およびクレジット発行対象期間終了(2012年)後10年間継続して行うものとする。なお、この年限は、本制度の運用上定めるものであり、森林所有者等は当該年限以降も森林の持続的な管理を行う必要があることに留意する。

カ プロジェクト代表事業者等は、プロジェクト対象地をめぐる権利関係を把握し、各権利の保有者に対し十分な説明を行い、基本文書の内容が適切に履行されるよう、配慮しなければならない。

## (2) 故意に基づく土地転用・不適切な主伐への対処について

故意に基づく土地転用・不適切な主伐（森林施業計画等に基づかない主伐や伐採後の放棄）に伴うC02吸収効果消失分については、別に定める約款に基づき、当該土地転用・不適切な主伐を行ったプロジェクト代表事業者等に対して補填のための措置を求める。

### ① 予防措置

県は、承認された森林プロジェクト情報をホームページ等で公開する。

### ② プロジェクト代表事業者等への措置

故意に基づく土地転用や不適切な主伐を行ったことが県に確認された場合、発行さ

れたクレジットが第三者に移転される前であれば、プロジェクト代表事業者等が所有する当該クレジットを県が強制的に無効化する。既に第三者にクレジットが移転された後については、別に定める約款に基づき、プロジェクト代表事業者等は、当該登録を行ったプロジェクトに基づいて発行されたクレジットと同量のクレジット(新潟県J-VER等)を調達・無効化することとする。これに従わない場合は、県はプロジェクト代表事業者等の氏名等を公表するとともに、以降のクレジット発行は認めないこととする。

なお、本項の措置については、土地転用や不適切な主伐の事由等、個別の事情を勘案して講ずるものとする。

### (3) 森林施業計画の認定取消・非継続、森林認証の取消・非継続への対処について

#### ①プロジェクト代表事業者等への措置

森林施業計画の認定取消・非継続、森林認証の取消・非継続となったことが県に確認された場合、発行されたクレジットが第三者に移転される前であれば、森林施業計画の認定取消・非継続、森林認証の取消・非継続となったプロジェクト代表事業者等が所有する当該クレジットを県が強制的に無効化する。既に、第三者にクレジットが移転された後であれば、別に定める約款に基づき、当該プロジェクト代表事業者等は、当該登録を行ったプロジェクトに基づいて発行されたクレジットと同量のクレジット(新潟県J-VER等)を調達・無効化することとする。これに従わない場合は、県は、当該プロジェクト代表事業者等の氏名等を公表する。クレジット発行対象期間内に森林施業計画の認定取消・非継続、森林認証の取消・非継続となった場合、以降のクレジット発行は認めないこととする。

これらの措置は、(2) 故意に基づく土地転用・不適切な主伐への対処と重複する場合には、要調達クレジット量についての重複を排除する。

なお、本項の措置については、森林施業計画の認定取消・非継続及び森林認証の取消・非継続事由等、個別の事情を勘案して講ずるものとする。

### (4) 森林所有者の変更に伴う永続性の確保のための措置

別に定める約款に基づき、プロジェクト代表事業者等は、第三者に森林を譲渡する際は、事前に県に届出を行うこととする。また、第三者と譲渡契約を行う際は、約款を順守する契約主体としての地位も承継することとする。

## 4 「2.12 プロジェクトの一括申請」の別紙で定める所要の措置

新潟県オフセット・クレジット制度実施要綱「2.12プロジェクトの一括申請」に係る別紙で定める条件は、以下のとおりとする。

森林管理プロジェクトの申請について、各プロジェクト種類(間伐促進型プロジェクト)の性質を踏まえつつ、バウンダリの設定方法を明確にし、また、複数の森林所有者及び森林施業計画にまたがるプロジェクトの一括申請条件を定める。

(1) プロジェクトのバウンダリ設定及び一括申請条件の設定にあたって検討すべき事項

森林管理プロジェクト申請においては、小規模の森林所有者がプロジェクトをとりまとめて申請することを可能とする措置が必要であるが、一括申請対象の森林において個別プロジェクトで申請される場合と同等の持続可能な森林経営を確保する必要がある。

また、個別にプロジェクト申請が可能な規模の対象地を一括して大規模なバンドリングが行われる場合、プロジェクト審査に過度の負担が生じることになる。

なお、これら申請を行うにあたっては、一括して申請する対象地が各森林所有者による主伐を恣意的に排除するようなものや当該対象地において森林施業計画に基づかない主伐が行われないようにする必要がある。

(2) 間伐促進型プロジェクトにおけるバウンダリ設定及び一括申請条件

プロジェクトの申請は、持続可能な森林経営を担保するため、森林施業計画（又は森林認証）単位でクレジット発行対象期間内に土地転用・主伐が計画されていないことを条件とする。個々の森林所有者の所有森林が、森林施業計画の策定に必要な最低森林規模（30ha）に達しない場合、森林組合等が既存の森林施業計画を変更又は複数の小規模森林所有者を対象とした森林施業計画を新たに策定することにより、プロジェクトの申請が可能となる。

ただし、森林施業計画単位でのプロジェクト申請が困難な場合は、以下の追加的な制約条件を満たす場合に限り、森林施業計画の中から間伐対象地のみを抽出することを認めるものとする。

- ① プロジェクト申請にあたってはそれら森林施業計画全体の写しを提出すること
- ② プロジェクト参加者が所有又は管理する土地以外の土地も含め、当該森林施業計画内において、クレジット発行対象期間内に土地転用が計画されておらず、間伐対象地以外の土地で主伐が計画されている場合は当該主伐後に適切な更新がなされることとされていること
- ③ モニタリング・検証にあたっては、当該森林施業計画全体の伐採届・造林届により、②に違約して土地転用や植栽放棄・過度な主伐がなされていないことを確認すること
- ④ ③において土地転用・植栽放棄・過度な主伐がなされたことが確認された場合、以降のクレジット発行を認めないこととし、プロジェクト参加者が当該プロジェクトに起因するクレジットを保有していれば、県が強制的に無効化する。
- ⑤ プロジェクト参加者が所有する土地においてクレジット対象期間後に土地転用・植栽放棄・過度な主伐を行ったことが県によって確認された場合、「新潟県オフセット・クレジット制度実施要綱別紙」に基づく措置をとる。

新潟県知事 様

## 新潟県オフセット・クレジット制度利用に伴う誓約書

平成 年 月 日

(住 所)

(事業者名)

(代表者名)

印

上の事業者は、新潟県オフセット・クレジット制度利用約款及び該当する特約の内容を確認のうえ、これに従うことを誓約いたします。

### プロジェクト事業者及びプロジェクト参加者の方のみ

下記のプロジェクト申請にあたり、下記の者をプロジェクト代表事業者と認め、手続きを委任します。

記

1:プロジェクト名

2:プロジェクト代表事業者

(住 所)

(事業者名)

(代表者名)

### プロジェクト代表事業者のみ

以下の申請にあたり、当事業者はプロジェクト代表事業者として手続きを行います。

プロジェクト名

※ プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者、プロジェクト参加者については、プロジェクトごとに提出する必要があります。



## 新潟県オフセット・クレジット制度利用約款

### (本約款の目的)

第1条 本約款は、第3条第2項に定める基本文書に基づき、同条第1項に定める制度利用者と制度管理者である新潟県との関係を規定するものである。

### (特約との関係)

第2条 本約款とは別に、本約款に係る特約（森林管理プロジェクト特約を含むがこれに限られない。）が制定された場合には、当該特約は本約款の一部を構成するものとし、本約款の内容と特約とが一致しない場合には、その限りにおいて特約が本約款に優先する。

### (定義)

第3条 本約款において、制度利用者とは以下の各号のいずれかに該当する者を意味する。

- (1) プロジェクト代表事業者
- (2) プロジェクト事業者
- (3) プロジェクト参加者
- (4) オフセット・クレジット(J-VER)登録簿に口座を開設する者（新潟県J-VERを保有する者に限る。）
- (5) その他、基本文書で定められる手続に従い制度管理者に対して関係を持つ者

2 本約款において、基本文書とは、以下の各号に定める要綱、要領又はその他の文書を意味する。

- (1) 新潟県オフセット・クレジット制度実施要綱
- (2) 新潟県オフセット・クレジット認証審査委員会設置要綱
- (3) オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則
- (4) オフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会規程
- (5) オフセット・クレジット(J-VER)制度におけるポジティブリスト
- (6) オフセット・クレジット(J-VER) 制度における 方法論
- (7) オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン
- (8) オフセット・クレジット(J-VER)制度 妥当性確認・検証ガイドライン
- (9) オフセット・クレジット(J-VER)登録簿システム利用規程
- (10) 都道府県J-VERプログラム認証基準
- (11) 都道府県J-VERプログラム認証基準に沿った審査要領
- (12) 上記の他、上記各号の定めに従い、オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づきオフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会により制定される文書

3 本約款において、特段定義されていない用語については、基本文書で定義された意味を有する。

## (制度利用における事項に関する合意)

第4条 制度利用者は、新潟県オフセット・クレジット制度を利用するにあたり、本約款及び基本文書の内容を確認のうえ、これに従うことを誓約する。また、本約款及び基本文書の最新の内容について確認するとともに、かかる内容に変更、改廃等があった場合には、当該変更、改廃が施行される日以降（但し、認証審査委員会が特に必要と認めた場合には、当該変更、改廃について遡及的に）、その内容に従うことを誓約する。

2 前項に加えて、プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者及びプロジェクト参加者（以下、「プロジェクト代表事業者等」という。）は、新潟県オフセット・クレジット制度を利用するにあたり、制度管理者に対する情報提供について、以下の事項に合意する。

(1) 新潟県に対する報告内容においては、プロジェクト等の状況を適宜適切に反映させ、正確な情報を提供すること。

(2) 情報の正確性に疑義が生じた場合、速やかに新潟県の指示に従うこと。

3 第1項に加えて、プロジェクト代表事業者等は、新潟県オフセット・クレジット制度を利用するにあたり、新潟県オフセット・クレジット制度における評価の対象となった排出削減量又は吸収量が、他の制度（温室効果ガス削減・吸収に係るクレジットを認証する制度又は温室効果ガス排出量を報告公表する制度を含む。）等において二重に評価される事態（以下「ダブルカウント」という。）を回避するために、以下の事項に合意する。

(1) 新潟県J-VERの発行がなされる場合、ダブルカウントを避けるための所要の措置をとること。ダブルカウントを避けるための措置には以下の事項を含む。

(ア) 類似制度に基づく二重認証の禁止

プロジェクト代表事業者等は、新潟県において認証され、発行される温室効果ガス排出削減量又は吸収量に対して、他の類似した制度において温室効果ガス排出削減量又は吸収量として認証を受けない。

また、もし他の類似した制度において、温室効果ガス排出削減量又は吸収量としての認証を受けた場合には、新潟県オフセット・クレジット制度に基づき発行される新潟県J-VER又は他の類似制度のいずれかに基づき発行される温室効果ガス排出削減又は吸収量のいずれか一方を、当該制度に基づく適切な方法により無効化する。かかる方法が困難である場合には、無効化されていない排出削減量又は吸収量に相当する量の新潟県J-VERを調達したうえで、これを無効化する。

(イ) 公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止

新潟県オフセット・クレジット制度に基づく認証を受け、新潟県J-VERが発行されたプロジェクトにおけるプロジェクト代表事業者等は、当該プロジェクトにより発行された新潟県J-VERを入手し無効化した者が、公的制度に基づく温室効果ガス排出量又は吸収量の報告の際に、新潟県J-VERの無効化を理由とする調整を行ったことを把握した場合、以下の措置を執り行う。

①プロジェクト代表事業者等が当該公的制度に基づいて報告・公表を行う際に、新潟



県J-VERの無効化を理由として調整された排出削減量又は吸収量を、適切に温室効果ガス排出量に上乗せ、又は、温室効果ガス吸収量を減らして報告又は公表を行う。

②必要に応じ、新潟県に対して当該情報の提供を行う。

(ウ) 自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止

新潟県オフセット・クレジット制度に基づく認証を受け、新潟県J-VERが発行されたプロジェクトにおけるプロジェクト代表事業者等は、ホームページ、環境報告書などにおいて、当該プロジェクトの内容及び当該プロジェクトから創出される新潟県J-VERの発行量及び移転量を明記する。

(2) 前号にもかかわらず、ダブルカウントが生じていることを新潟県が把握した場合は、新潟県は当該プロジェクト代表事業者等に対してダブルカウントを是正する措置を40営業日以内に講ずることを求めることができ、この場合、プロジェクト代表事業者等はかかる措置を執り行うこと

(3) 前号にもかかわらず40営業日以内にダブルカウントを是正する措置が講じられなかった場合、プロジェクト代表事業者等は、当該ダブルカウント分の温室効果ガス排出削減・吸収量を無償で制度管理者に対して譲渡することにより40営業日以内に補填するか、又はその他制度管理者が指定する方法により補填すること

(4) 複数のプロジェクト代表事業者等が申請を行った場合は、前号の責任は各プロジェクト代表事業者等が連帯して負担すること

(5) 第(2)号にもかかわらず、40営業日以内に補填義務が履行されなかった場合、新潟県は当該プロジェクト代表事業者等の氏名等を公表するとともに、当該プロジェクト代表事業者等に代わって同量の新潟県J-VERを調達の上無効化を行うため、当該プロジェクト代表事業者等はこれに要する一切の費用を新潟県に補償しなければならないこと

4 第1項に加えて、プロジェクト代表事業者等は、新潟県オフセット・クレジット制度を利用するにあたり、プロジェクトの登録申請ののち実施される妥当性確認において、新潟県が設置するバリデーションチームが申請書の記載内容を確認するため、以下の各号に掲げる作業又は追加資料の提出若しくは説明を行うことに合意する。

(1) 申請書記載事項に関する証拠書類の提出

(2) 申請書記載事項に対する質問への回答

(3) プロジェクト代表事業者等へのインタビューへの回答

(4) プロジェクト関係者へのインタビュー手配及び回答依頼

(5) その他妥当性確認に必要な要請事項への回答

#### (個人情報)

第5条 新潟県は、個人情報について、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」を参照し、「個人情報の保護に関する法律」を順守する。

2 制度利用者は、新潟県が、当事業に必要な範囲で、制度利用者の個人情報を関係者に

提供することをあらかじめ承諾するものとする。

(基本文書に違反した場合の措置等)

第6条 制度管理者は、制度利用者が本約款及び基本文書に違反した場合又は本約款及び基本文書を遵守するのが困難であると認める場合は、当該制度利用者が関与する新潟県オフセット・クレジット制度のプロジェクト登録を抹消することができる。また、制度管理者は、当該制度利用者が、事象発生以降に、新たにプロジェクト申請を行うことを拒絶することができる。

2 制度利用者は、前項に基づくプロジェクト登録の抹消以降は、本約款及び基本文書に基づく権利を有さず、かつ、義務を負わない。ただし、性質上当該制度利用者が引き続き負う必要があると制度管理者が認める義務についてはこの限りではない。

(免責事項)

第7条 新潟県オフセット・クレジット制度上の各種申請等、プロジェクトに対する投資等又は新潟県J-VERの売買等、新潟県オフセット・クレジット制度の利用又は参加等に伴い、何らかの経済的・社会的問題等が発生した場合には、全て制度利用者の責任で対処しなければならない。また、新潟県オフセット・クレジット制度の利用によりいかなる損失が生じても、新潟県は責任を負わず、制度利用者は、新潟県に対して一切の責任分担を求めないものとする。

(約款の変更等)

第8条 制度管理者は、予告なく本約款を改訂することができ、また、特約を別に定め、また改訂することができる。また、約款及び特約を制定又は改訂したときは、新潟県のホームページ上にすみやかに掲載する。

2 本約款及び特約に定めがない場合は、制度管理者の指示に従うものとする。

(本制度の変更、中止又は終了)

第9条 新潟県オフセット・クレジット制度は、新潟県の政策変更により、いつでも制度の一部又は全部を変更、中止又は終了することができる。この場合、新潟県のホームページへの掲示により、事前にその旨を告知することとする。

2 前項に基づき制度が変更、終了又は中止されたことにより制度利用者に損害等が発生しても新潟県は一切責任を負わない。

(本制度からの離脱)

第10条 制度利用者は、制度管理者との協議の上合意した場合には本制度から離脱することができる。

2 制度利用者は、前項に基づく本制度からの離脱以降は、本約款及び基本文書に基づく権利を有さず、かつ、義務を負わない。ただし、性質上当該制度利用者が引き続き負う

必要があると制度管理者が認める義務についてはこの限りではない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第11条 本約款の準拠法は、日本法とする。

2 本約款及び特約に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、新潟地方裁判所をもって第一審の専属的合意裁判所とする。

附則

本約款は、平成21年5月15日から施行する。

附則

本約款は、平成21年6月1日から施行する。

附則

本約款は、平成21年12月24日から施行する。

附則

本約款は、平成22年2月6日から施行する。 \_\_

附則

本約款は、平成22年〇月〇日から施行する。



## 森林管理プロジェクト 特約

(特約適用者の範囲)

第1条 本特約は次のプロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者及びプロジェクト参加者（以下「森林管理プロジェクト代表事業者等」という。）に対して適用され、本特約を遵守する義務を持つ。

- (1) 新潟県オフセット・クレジット制度における「オフセット・クレジット(J-VER)制度におけるポジティブリスト」に定められたポジティブリストR001「森林経営活動によるCO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)」を利用したプロジェクト(以下「森林管理プロジェクト」という。)を計画の上で、新潟県に対してプロジェクト申請を行い、新潟県によりプロジェクト登録を受けたプロジェクト代表事業者等
- (2) 前号のプロジェクト代表事業者等から、本約款及び本特約を順守する契約主体としての地位及びこれに係る義務を継承した上で、当該プロジェクトが実施された対象地を譲受する事業者等
- (3) 前号の事業者等から、本約款及び本特約を順守する契約主体としての地位及びこれに係る義務を継承した上で、当該プロジェクトが実施された対象地を譲受する事業者等

(森林管理プロジェクト代表事業者等の義務)

第2条 森林管理プロジェクト代表事業者等は、新潟県オフセット・クレジット制度利用約款（以下「本約款」という。）の定めを遵守するとともに、これに加えて、当該プロジェクト登録日以降、平成35年3月31日までの間に、当該プロジェクトが実施された対象地において、人為的な土地転用及び不適切な主伐（プロジェクト計画に基づかない主伐や伐採後の放棄）等温室効果ガス吸収効果を消失させる行為を行ってはならない。

- 2 森林管理プロジェクト代表事業者等は、当該プロジェクト登録日以降、平成35年4月30日までの間、毎年4月30日までに、当該プロジェクトが実施された対象地に係る森林施業計画書、伐採届、造林届等の写しを新潟県に提出しなければならない。
- 3 森林管理プロジェクト代表事業者等は、当該プロジェクト登録日以降、平成35年4月30日までの間に、プロジェクトに大幅な変更が生じる恐れが生じる場合は、すみやかに当該プロジェクトが実施された対象地に係る森林施業計画書等の写しを新潟県に提出しなければならない。
- 4 森林管理プロジェクト代表事業者等が、当該プロジェクト登録日以降、平成35年4月30日までの間に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地を譲渡する際は、事前に新潟県に届出を行わなければならない。また、第三者に当該対象地を譲渡する契約を

行う際は、①本約款及び本特約を順守する契約主体としての地位及びこれに係る義務を譲受人に継承させるとともに、②譲受人から制度管理者に対して、譲受人が本約款及び本特約を順守する契約主体としての地位を承継すること及びこれに係る義務を譲受人が継承することを内容とする誓約書を提出させなければならない。

(森林管理プロジェクトにおける違約事象)

第3条 本特約においては、以下の各号に掲げる事象を違約事象として取り扱う。

- (1) 森林管理プロジェクト代表事業者等が、登録を受けたプロジェクト計画と異なる人為的な土地転用・主伐を行うことにより、温室効果ガス吸収効果が消失した場合
- (2) 森林管理プロジェクト代表事業者等が、毎年4月30日までに、プロジェクト実施に係る森林施業計画書等の写しを新潟県に提出しなかった場合
- (3) 森林管理プロジェクト代表事業者等が、当該プロジェクトが実施された土地を第三者に譲渡する際に、第2条第4項所定のいずれかの義務を遵守しなかった場合
- (4) 当該プロジェクトが、プロジェクト申請時におけるポジティブリストの適格性基準を満たさなくなった場合
- (5) プロジェクトが実施された対象地に係る森林施業計画の認定が取り消された若しくは認定が継続されなかった結果、又は森林認証が取り消された若しくは継続されなかった結果、当該森林管理クレジットにおける温室効果ガス吸収量の永続性が確保できなくなった場合
- (6) その他、プロジェクトが実施される対象地において森林の持続的な管理を怠り、温室効果ガス吸収効果を著しく損ねた場合

(違約時の補填義務)

第4条 前条に掲げる違約事象が生じた場合には、当該森林管理プロジェクト代表事業者等は、当該違約事象に係る既に発行された新潟県J-VERを対象に、温室効果ガス吸収効果消失分に相当する量の新潟県J-VERを第5条に定める方法により補填しなければならない。

- 2 新潟県により補填請求があった場合は、森林管理プロジェクト代表事業者等は40営業日以内にかかる義務を履行しなければならない。森林管理プロジェクト代表事業者等が複数である場合は、各森林管理プロジェクト代表事業者等は連帯してかかる義務を負担する。
- 3 新潟県による補填請求後、40営業日以内に義務が履行されなかった場合は、当該森林管理プロジェクト代表事業者等の氏名等を新潟県によって公表するとともに、当該森林管理プロジェクト代表事業者等に代わって同量の新潟県J-VERを調達の上、無効化を行

い、当該森林管理プロジェクト代表事業者等はこれに要する一切の費用を新潟県に補償しなければならない。

(補填方法)

第5条 第4条における森林管理プロジェクト代表事業者等の補填は、第3条に掲げる違約事象を生じたプロジェクトから発行されたクレジットが第三者に移転される前であれば、森林管理プロジェクト代表事業者等が所有する当該クレジットを新潟県が強制的に無効化することによって行うものとする。

2 前項による無効化量では、補填に必要なクレジット量が不足する場合、当該森林管理プロジェクト代表事業者等は、当該不足分を上回る量のクレジット量の制度管理者が適当と認める排出量クレジットを調達し、これを制度管理者に対して無償で譲渡する方法その他制度管理者が指定する方法で無効化しなければならない。

附則

本特約は、平成21年5月15日から施行する。

附則

本特約は、平成21年6月1日から施行する。

附則

本特約は、平成21年12月24日から施行する。

附則

本特約は、平成22年2月6日から施行する。 \_\_

附則

本特約は、平成22年〇月〇日から施行する。 \_\_